

令和7年第8回厚岸町教育委員会会議録		
招 集	日 時	令和7年6月18日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室
開 会 日 時		令和7年6月18日 午前10時00分
閉 会 日 時		令和7年6月18日 午前10時40分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善
	委 員	濱 秀 利
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善
	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 生涯学習課長 車 塚 洋 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議案)	
	議案第36号	厚岸町語学指導等を行う外国語任用規則を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第37号	厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について【原案可決】
6		閉会

令和7年第8回厚岸町教育委員会

令和7年6月18日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和7年第8回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、6月18日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日6月18日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 令和7年5月28日に開会した第7回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。
 本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第36号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

職員は、提案理由の説明をしてください。

- 指導室長 ただ今上程いただきました、議案第36号、「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容をご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

この度の規則改正は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずるとともに、近年における公然と

人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み侮辱罪の法定刑を引き上げるとする「刑法等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、このうち「刑法の一部を改正する法律」が、また、同日公布の「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、「地方自治法の一部を改正する法律」が、令和7年6月1日から施行されました。

この改正に伴い、「刑法」では、「懲役」について規定される第12条及び「禁錮」について規定される第13条が「拘禁刑」として一本化され、新たな第12条として規定が整備されたこと、「地方自治法」では、条例に定めることのできる罰則について規定される第14条第3項が「懲役若しくは禁錮」から「拘禁刑」に字句が改められたことから、教育委員会で定めている規則のうち、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則について改正する必要が生じたため、「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則」を制定するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料 1 ページ、
議案第36号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。改正される内容については、現行規則第6条第3項の「禁錮」を「拘禁刑」に字句を改めるものであります。

議案書 1 ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和7年6月18日から施行し、令和7年6月1日から適用するものであります。

以上簡単ですが、議案第36号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 次に、議案第37号「厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

職員は、提案理由の説明をしてください。

●生涯学習 課長 ただ今上程いただきました、議案第37号「厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

厚岸町部活動地域移行検討協議会委員は、10名の委員を委嘱しておりますが、このうち、区分、第1号スポーツ団体関係者等、第3号保護者代表及び第4号学校関係者として委嘱されております委員において、構成団体の役員改選並びに人事異動があったことから、厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱に定める第4条第1項の規定により、新たな委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

1、氏名等ではありますが、1号委員は、スポーツ団体関係者等で1名。竹田則幸氏、厚岸町スポーツ協会会長であります。3号委員は、保護者代表で1名。田崎恵利奈氏、厚岸町PTA連合会会長であります。4号委員は、学校関係者で2名。櫻井順氏、太田小学校校長であります。もう1名は、福田英明氏、真龍中学校校長であります。なお、生年月日、住所等は、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。2、任期であります。前任者の残任期間で、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 私から一点あります。任期が令和7年4月1日から6月30日まででいいということでしょうか。

●生涯学習
課長 はい。そのようになります。

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 その他、総体的に何かございませんか。

(ありません。の声)

(閉会)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第8回教育委員会を閉会します。